

総合計画について

■総合計画とは

総合計画とは、地方自治体が策定するすべての計画の基本となる計画で、めざすまちの姿を掲げ、それを実現するために取り組む内容をあらわしたものです。この計画では、市の施策や基本方針などを定めており、この計画に基づくことで、すべての計画が一つの方向性のもとに推進していくことが可能となります。

なお、地方自治法には総合計画について次のように規定していました。

(地方自治法第2条第4項)

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

※この条項については平成23年5月2日公布の地方自治法の改正に伴い削除されていますが、倉敷市の第六次総合計画基本構想は改正前の平成22年11月にこの条文に基づき市議会で議決されています。

■総合計画策定の役割

総合計画は、市政推進の最上位計画で、次のような役割を持っています。

- ・市の計画的行政運営の指針
- ・市民等の活動に際しての指針
- ・国・県等が地域計画を策定する際の重要な参考資料

倉敷市第六次総合計画について

■第六次総合計画の特色

倉敷市第六次総合計画は次のような特色があります。

▼ビジョンを共有する総合計画

地方分権の推進という状況のなかで、まちづくりの主体となる市民、団体、企業、行政などの各主体が地域のあるべき姿（ビジョン）を共有し、その実現に向けて各主体が行動することができるよう、めざすまちの姿を明確に示し、各主体が共通の目標に向かってまちづくりを行う「地域経営」への展開を可能とする計画づくりに努めました。

▼策定過程・対話重視の総合計画

計画の策定にあたって、その初期段階より市民の方に参画していただくことにより、市民ニーズをより反映させ内容とするとともに、指標や目標値、役割分担の大きさについて、市民公募委員からなる「総合計画策定市民委員」を設置して提案をいただくなど、市民の皆さまの意見を集約する策定過程・対話重視の計画計画づくりに努めました。